



農 委 だ よ り  
常 総

平成30年8月1日発行  
第 25 号

〒303-8501  
茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3  
電話0297-23-2111(代表)

発行/常総市農業委員会

編集/農委だより常総編集委員会



6月時点の苗の様子

5月に行われた、五箇小の児童による田植えの様子です。

暑中お見舞い申し上げます

上段 農業委員(議席順)  
下段 農地利用最適化推進委員(担当地区)

- |                  |                  |                 |                |                 |                |                 |                 |                  |                 |                  |                 |                |                 |                 |                 |                 |       |      |  |
|------------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|------|--|
| 倉金 一廣            | 山野井喜仁            | 門井 貢            | 菊地 義男          | 内海 浩之           | 岡野 孝一          | 坂入 伸子           | 染谷 幸子           | 古谷 克美            | 稲葉 元一           | 和田 勇             | 中島 清            | 塚田 忠男          | 石塚 寛一           | 鈴木 将之           | 倉持 孝男           | 田村 匡史           | 下村 利治 | 増田 亮 |  |
| 町田 定夫<br>(飯沼二地区) | 稲葉 知信<br>(飯沼一地区) | 石嶋 照夫<br>(岡田地区) | 倉田 光雄<br>(玉地区) | 倉持 信雄<br>(豊田地区) | 吉田 博<br>(石下地区) | 糸賀 達<br>(大塚戸地区) | 鈴木 幹夫<br>(菅生地区) | 中荻 芳幸<br>(内守谷地区) | 菊田 政光<br>(坂手地区) | 渡辺 宏行<br>(大花羽地区) | 関口 利一<br>(菅原地区) | 古谷 保<br>(豊岡地区) | 小林 仁一<br>(三妻地区) | 慶野 正一<br>(五箇地区) | 大島 定男<br>(大生地区) | 染谷 稔<br>(水海道地区) |       |      |  |

飯沼1地区(鴻野山・鴻野山新田・古間木新田・古間木沼新田・古間木・馬場新田・大沢・大沢新田)  
飯沼2地区(馬場・栗山新田・左平太新田・孫兵三新田・崎房)



# 農業委員と農地利用最適化推進委員とは？

皆さん、農業委員会の委員である農業委員についてはご存知だと思いますが、農地利用最適化推進委員（以降「推進委員」とします。）についてはご存知ない方が多いと思われまます。そこで今回は推進委員の役割についてお知らせいたします。



農業委員と推進委員による合同会議の様子

平成28年4月1日から新たな農業委員会制度が施行され、農業委員会の主な役割として、これまでの農地の権利移動や農地転用等の許可業務に加えて、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の

促進といった「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務となり、この推進のために地区ごとに現場活動を行う推進委員を置くこととなりました。

## 常総市では…

これを受けて、当委員会でも平成29年7月の農業委員改選時から新制度に基づく体制となり、同8月から市内17地区に各1名ずつの推進委員を委嘱いたしました。

## 推進委員の仕事は…

農業委員がこれまでも農業委員会の主な事務でありました農地の権利移動や転用の許可について毎月の総会に出席して審議決定するのに対し、推進委員は総会における議決権を持っていないため通常は出席いたしません。

しかし、推進委員は自らの担当地区の案件については意見を述べることができることから、当委員会では毎月の申請案件について、総会前に申請書類や現地の確認を行う「調査会」に、農業委員と共同に出席して、担当地区の状況について確認・情報の共有を図ります。

## 現場活動とは…

推進委員の主な任務である現場

活動については、農地が適正に利用され遊休農地になっていないかなどを現地において確認する利用状況調査や、農地の集積・集約化のために担い手農家に対して今後の営農についての意向確認等を農業委員と連携して行っています。

## 農地利用実態調査を行います

今後は各農家において、後継者が農業を継続するのか、規模拡大・縮小や農業をやめるのかの意向調査を戸別訪問等により行う予定です。農業委員や推進委員が調査に訪れましたらご協力をお願いいたします。

また、農地の貸借をする場合の利用権設定や農地中間管理事業についての説明や申込、仲介も行っていきますのでお気軽にご相談下さい。



調査会における現地調査の様子

# 農業委員と農地利用最適化推進委員

## 農業委員会

農業委員		推進委員	
任命	農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、市長が議会の同意を得て任命〔19人〕	委嘱	農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、定められた区域ごとに農業委員会が委嘱〔17人〕
主な任務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総会に出席し審議して、合議体として許可等の決定をすることが主体（これに加えて、現場活動を行うことは可能）</li> <li>・農地等の権利移動（売買・賃借）の許可、農地利用集積計画の決定</li> <li>・農地転用（農地を農地以外に使用すること）の許可の決定</li> </ul>	主な任務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担当地区において、農地利用の最適化のための現場活動を行う（現場活動＝農地パトロールや戸別訪問等による農地の賃借意向の確認など）</li> <li>・総会での議決権は無いので通常は総会に参加しないが、必要があれば担当地区についての意見を述べる事ができる</li> </ul>
<p>推進委員に総会への出席を求めることができる</p>		<p>推進委員の希望で総会に出席することができる</p>	

## 平成29年 農地の賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

### 1 田(水稻)の部

(平成30年4月1日公表)

締結(公告)された地域名		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
旧水海道市	基盤整備地域	23,700	28,900	5,000	462
	未整備地域	21,200	28,900	7,000	160
旧石下町	基盤整備地域	18,300	28,900	6,300	247
	未整備地域	20,800	28,900	10,000	5
(参考) 常総市平均		21,000			874

### 2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
旧水海道市全域		18,800	28,900	7,000	114
旧石下町全域		19,500	30,000	7,200	118
(参考) 常総市平均		19,200			232

- \*1 この情報は、農地法第52条の規定により、賃借料の目安として提供するものです。
- \*2 この情報は、平成29年中に実際に締結された賃貸借契約の賃借料データを集計したものです。
- \*3 基盤整備地域とは、土地改良などによりほ場整備が完了している地域です。
- \*4 データ数は、集計に用いた筆数です。
- \*5 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg 当たり14,426円に換算しています。
- \*6 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- \*7 「(参考)常総市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。

## 耕作放棄地の解消を 行いました

農業委員会の農業委員と推進委員により、4月24日に耕作放棄地を解消するため今年は大生郷町字宮原前において、整地作業と青パイヤの作付けを行いました。農地は重機を用いて抜根作業をし、トラクターで整地しました。今後は草刈り等の管理をし、秋の収穫時期には市のイベントにおいて、販売する予定です。



重機による抜根の様子

苗植え後の農地

営農と暮らしに役立つ

## 全国農業新聞

発行日 毎週金曜日

購読料 一ヶ月七百元

申し込みは農業委員会へ

## 編集後記

農委だより常総第25号をお届けします。

表紙は、五箇小の児童たちによる水稻栽培の体験学習になります。また今回から、文字を大きくしました。

今後も地域に密着した内容をお届けしたいと思います。

豊かで安心な老後生活のため

## 農業者年金 に加入しませんか?

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満

この3つの要件を満たす方なら  
どなたでもご加入いただけます!

～ 農業者年金にはメリットがたくさん! ～

- ・新制度になり、少子高齢化に強い積み立て方式で安心!
- ・保険料は2万～6.7万円まで選べていつでも変更可能!
- ・終身年金で80歳前に亡くなられても、遺族への死亡一時金あり!
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果!
- ・一定の要件を満たす若年層の農業者には最高1万円の保険料の国庫補助あり!

くわしくは、最寄りの農業委員、推進委員または農業委員会事務局までご連絡ください。  
農業委員会事務局直連 ☎ 0297-23-9013

